



# 鳥取県公報

平成17年 8月 8日(月)  
号外第118号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (85) (教育委員会事務局体育保健課) ..... 2
	鳥取県立産業体育館管理規則を廃止する規則 (86) (経済政策課) ..... 5
<b>教委規則</b>	鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則 (20) (体育保健課)..... 6
	鳥取県営屋内プールの管理に関する規則を廃止する規則 (21) (＃) .....13
	鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則を廃止する規則 (22) (＃) .....14

### ———公布された規則のあらまし———

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正について

#### 1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、鳥取県営鳥取屋内プール、鳥取県営米子屋内プール、鳥取県営ライフル射撃場及び鳥取県立倉吉体育文化会館 (以下「屋内プール等」という。)に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則で規定されていた屋内プール等の使用料については、条例の一部改正により利用料金へと改められ、その減免については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。

#### 2 規則の概要

- (1) 屋内プール等の使用料の減免に関する規定を削除する。
- (2) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県立産業体育館管理規則の廃止について

#### 1 規則の廃止理由

- (1) 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、産業体育館に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで条例に基づき規則で規定することとしていた産業体育館の利用時間、体館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。

従来条例に基づき規則で規定していた事項

- ・ 開館時間
- ・ 休館日
- ・ 利用の許可 (利用の申込み、利用の通知)
- ・ 利用料金の減免 等

指定管理者が知事の承認を得て定める。

- (3) (2)のほか、当該施設について条例に基づき規則で特に定める事項はない。よって、規則を廃止す

る。

2 規則の廃止期日

平成18年 3 月31日限りで廃止

## 規 則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第85号

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「<u>県立学校</u>」という。）の授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）、入学料及び入学選抜手数料（以下「<u>授業料等</u>」という。）並びに鳥取県立武道館、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設及び鳥取県立生涯学習センター（以下「<u>県営社会体育施設等</u>」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「<u>県立学校</u>」という。）の授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）、入学料及び入学選抜手数料（以下「<u>授業料等</u>」という。）並びに鳥取県営社会体育施設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「<u>県営社会体育施設等</u>」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。</p>

区分	授業料 等又は 使用料	減免事由	区分	授業料 等又は 使用料	減免事由
略			略		
鳥取 県立 武道 館	施設使 用料及 び設備 使用料	略	鳥取 県立 武道 館	施設使 用料及 び設備 使用料	略
		<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、学生等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p>			<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、学生等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「スポーツ行事」という。）のために利用するとき。</p>
鳥取 県営 鳥取 屋内 プー ル及 び鳥 取県 営米 子屋 内プ ール	施設使 用料 (特別 使用料 を除く。)	略	鳥取 県営 鳥取 屋内 プー ル及 び鳥 取県 営米 子屋 内プ ール	施設使 用料	<p>学校等がスポーツ行事のために利用するとき。</p>
		略			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。</li> <li>2 障害者及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。)</li> <li>3 学生等が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）に一般利用するとき並びに鳥取県営米子屋内プールのトレーニングホールの専用利用（利用日の6日前から利用日までの間における申込み</li> </ol>

					<p>係るものに限る。) をするとき。</p> <p>4 70歳以上の者が利用するとき (専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>5 要介護者等及びその介護者が利用するとき (専用利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められる場合に限る。)</p> <p>6 その他スポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>
略			鳥取県営ライフル射撃場	施設使用料及び設備使用料	<p>1 障害者及びその介護者が一般利用するとき。</p> <p>2 生徒又は学生が利用 (専用利用する場合にあっては、利用日の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。) をするとき。</p> <p>3 70歳以上の者が一般利用するとき。</p> <p>4 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。</p> <p>5 その他ライフル射撃の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>
鳥取県立生涯学習センター	略	学校等が、文化芸術行事のために利用するとき。	鳥取県立生涯学習センター	略	<p>学校等が、文化芸術行事のために利用するとき。</p>
				施設使用料及び設備使用料	<p>学校等が、スポーツ行事又は学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事 (学年 (これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。) 単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。) のために利用するとき。</p>

鳥取  
県立  
倉吉  
体育  
文化  
会館

施設使  
用 料  
(特別  
使用料  
を除く)  
及び体  
育館を  
利用す  
る場合  
の設備  
使用料

- 1 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。
- 2 芸術文化団体その他の団体が文化の振興のために行う講演会、講習会、展示会等（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。
- 3 障害者及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。
- 4 学生等が専用利用（利用日の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。
- 5 70歳以上の者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。
- 6 要介護者等及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められる場合に限る。）。
- 7 その他体育及び文化に関する活動を推進するため知事が特に必要があると認めたととき。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立産業体育館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第86号

鳥取県立産業体育館管理規則を廃止する規則

鳥取県立産業体育館管理規則（平成9年鳥取県規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月8日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 鳥取県教育委員会規則第20号

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項等及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場（以下「射撃場」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月鳥取県条例第24号）の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場（以下「射撃場」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。  (開場時間) 第3条 射撃場の開場時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

る。

- 2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開場時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示するものとする。

(休場日)

第4条 射撃場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日  
(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休場し、又は休場日に開場することができる。

- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休場し、又は休場日に開場する場合に準用する。

(利用の申込み)

第5条 射撃場を専用利用の方法で利用しようとする者は様式第1号による申込書を、一般利用の方法で利用しようとする者は様式第2号による申込書を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の通知)

第6条 教育委員会は、射撃場の利用の許可をしたときは、射撃場を専用利用の方法で利用する者に対しては様式第3号により、一般利用の方法で利用する者に対しては様式第4号により通知するものとする。

(利用許可を受けることができない場合)

第3条 条例第6条第2項第4号の規則で定める場合は、射撃を行おうとする者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条又は第6条第1項の規定による許可を受けていない場合とする。ただし、前条第1項の光線銃のみを使用する場合は、この限りでない。

(許可証等の提示)

第4条 射撃場を利用しようとする者(第2条第1項の光線銃を使用する者を除く。)は、条例第6条第1項の許可を受けようとするときは、指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、銃砲刀剣類所持等取締法第7条第1項に規定する許可証(以下「許可証」という。)を提示

(利用の通知書等の提示)

第7条 射撃場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、射撃施設の利用を開始しようとするときは、次に掲げる書類を射撃場の職員に提示しなければならない。

しなければならない。ただし、専用利用の方法により射撃場を利用しようとする場合は、指定管理者の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面の提出をもってこれに代えることができる。

- (1) 射撃を行おうとする者の住所及び氏名
- (2) 使用する銃の種類
  
- (3) 許可証の許可証番号、許可年月日、許可番号及び銃番号

2 射撃場において射撃を行う者は、射撃場を利用している間許可証を携帯し、指定管理者又はその職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- (1) 前条に規定する利用の通知書
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第7条第1項に規定する許可証（光線銃を使用する場合を除く。）

(行為の制限等)

第8条 射撃場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 射撃場の施設設備をき損し、又は汚損する行為
- (2) 他人に迷惑を及ぼす行為
- (3) その他教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、射撃場への入場を拒み、又は射撃場からの退去を命ずることができる。

(監督)

第9条 教育委員会は、射撃場の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 前条の命令又は指示に従わないとき。
- (3) その他射撃場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(施設設備の滅失等の届出)

第11条 利用者は、射撃場の施設設備を滅失し、又は

き損したときは、直ちに、その旨を教育委員会に届  
け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免の申請)

第12条 射撃場の使用料の減免を受けようとする者は、  
様式第5号による減免申請書を教育委員会に提出し  
なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由  
により使用料の減免を受けようとする者(第1号、  
第3号及び第4号にあっては、一般利用の方法で利  
用しようとする者に限る。)は、当該各号に定める  
行為をもって同項の申請書の提出に代えることがで  
きる。

(1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等  
の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規  
則第15号。以下「減免規則」という。)第2条の  
表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄第1  
号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精  
神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有する  
ことを証する書面の提示

(2) 減免規則第2条の表鳥取県営ライフル射撃場  
の項減免事由の欄第2号に定める事由 口頭によ  
る申出

(3) 減免規則第2条の表鳥取県営ライフル射撃場  
の項減免事由の欄第3号に定める事由 運転免許  
証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面  
の提示

(4) 減免規則第2条の表鳥取県営ライフル射撃場  
の項減免事由の欄第4号に定める事由 介護保険  
被保険者証の提示

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理  
に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

様式第1号(第5条関係)

鳥取県営ライフル射撃場専用利用申込書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

電話番号



鳥取県営ライフル射撃場一般利用申込書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

生年月日

電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、申し込みます。

利用の目的	
利用施設	1 スモールボア・ライフル射撃場 2 エア・ライフル射撃場
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用設備	
使用する銃の種類	
所持許可証	許可証番号
	許可年月日
猟銃・空気銃	許可番号
	銃番号
摘要	

備考 光線銃を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証欄に記入する必要がないこと。

様式第3号 (第6条関係)

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

職 氏 名  印

鳥取県営ライフル射撃場の専用利用について (通知)  
年 月 日付けで申込みのあったこのこと  
については、次のとおりとしたので通知します。

利用の目的	
利用施設	1 スモールボア・ライフル射撃場 2 エア・ライフル射撃場
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで



利用施設	フル射撃場 2 エア・ライフル射撃場	座 番 号	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
利用設備			
利用料	円	施設使用料	円
		設備使用料	円
利用の条件			
摘要			

様式第5号(第12条関係)

鳥取県営ライフル射撃場使用料減免申請書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 氏 名



電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場の使用料を減免して下さるよう申請します。

利用の目的			
利用設備			
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
利用料	円	施設使用料	円
		設備使用料	円
減免申請の額	円	施設使用料	円
		設備使用料	円
減免を必要とする理由			
摘要			

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年8月8日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

**鳥取県教育委員会規則第21号**

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則を廃止する規則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年8月8日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

**鳥取県教育委員会規則第22号**

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則を廃止する規則

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則（昭和56年鳥取県教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。